

福岡市公報

令和 7 年 7 月 17 日 第 7162 号

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ペー ジ
○福岡市契約事務取扱規程の一部改正 (第12号)	1
告 示	
○指定管理者の指定 (第177号)	3
○地縁による団体の規約に定める目的及び主たる事務所の変更 (第178号)	3
○地縁による団体の区域、主たる事務所及び代表者の変更 (第179号)	4
公 告	
○一般競争入札の実施 (第233号)	6
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第234号)	6
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第235号)	7
○開発行為に関する工事の完了 (第236号)	7
○開発行為に関する工事の完了 (第237号)	8
○指定管理者の公募 (第238号)	8
教 育 委 員 会	
○指定管理者の代表者の変更 (告示第 7 号)	11
博 多 区	
○転入の届出の無効 (公告第 1 号)	11

訓 令

福岡市訓令第12号

福岡市契約事務取扱規程 (昭和49年福岡市達乙第 1 号) の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

別表第 1 中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

別表第 2 1 一般土木工事請負契約の表予定金額の欄を次のように改める。

予定金額
2億1,000万円以上
7,600万円以上 2億1,000万円未満
2,100万円以上7,600万円未満
2,100万円未満

別表第2 2 建築工事請負契約の表予定金額の欄を次のように改める。

予定金額
3億3,000万円以上
8,600万円以上 3億3,000万円未満
2,100万円以上8,600万円未満
2,100万円未満

別表第2 3 電気工事請負契約の表予定金額の欄を次のように改める。

予定金額
5,300万円以上
1,600万円以上5,300万円未満
1,600万円未満

別表第2 4 管工事請負契約の表予定金額の欄を次のように改める。

予定金額
5,300万円以上
1,600万円以上5,300万円未満
1,600万円未満

別表第2 5 ほ装工事請負契約の表中「2,500万円」を「2,600万円」に改め、同表6造園工事請負契約の表予定金額の欄を次のように改める。

予定金額
4,300万円以上
1,600万円以上4,300万円未満

1,600万円未満

附 則

この規程による改正後の福岡市契約事務取扱規程別表第2の規定は、令和7年8月1日以後の競争入札参加資格の認定について適用し、同日前の競争入札参加資格の認定については、なお従前の例による。

告 示

福岡市告示第177号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市自転車駐車場条例第16条前段の規定により次のように告示する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
橋本駅自転車駐車場	西区橋本二丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

福岡市博多区千代一丁目25番15号

公益社団法人 福岡市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和7年9月17日から令和8年3月31日まで

福岡市告示第178号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	規約に定める目的	主たる事務所
		以下に掲げる事業を行うことにより、会員の福祉の増進と相互の親睦を図り、生活の明朗化と地域社会の発展に資すること。 (1) 健康及び体育の増進に関すること。	

変更前	福浜1丁目1区自治会	(2) 町内の親睦と交歓に関する事 (3) 青少年及び児童の健全な育成に関する事 (4) 交通ルールの啓蒙と交通安全に関する事 (5) 犯罪防止に関する事 (6) 町内の清掃、衛生に関する事 (7) 女性の地位向上と交流に関する事 (8) その他目的のため役員が必要と認めた事業	福浜1丁目1区集会所（福岡市中央区福浜一丁目19番）
変更後		本会は、以下に掲げる地域的な事業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。尚、公平、公正、公明をもってその実施に当たることを大原則とする。 (1) 健康及び体育の増進に関する事 (2) 町内の親睦と交歓に関する事 (3) 青少年及び児童の健全な育成に関する事 (4) 交通ルールの啓蒙と交通安全に関する事 (5) 犯罪防止に関する事 (6) 町内の清掃、衛生に関する事 (7) 女性の地位向上と交流に関する事 (8) その他目的の為役員が必要と認めた事業	福浜1丁目1区自治会集会所（福岡市中央区福浜一丁目37番）

福岡市告示第179号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	区 域	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
		福岡市中央区笹丘三丁目3番、4番、5番（2号、4号、18号及び20号から23号までに限る。）、7番（1号、3号、4号、16号、22号及び25号に限		

変更前	笹丘台自治会	る。）、8番（2号、19号、20号、23号及び25号から28号までに限る。）、9番、10番（1号、3号、7号、10号、12号、14号、18号、20号から22号まで、25号、26号及び28号に限る。）、11番、12番（1号、3号、5号、7号、13号、15号及び16号に限る。）、13番から15番まで並びに16番（35号及び38号から41号までに限る。）	自治会長宅（福岡市中央区笹丘三丁目10番28号）	福岡市中央区笹丘三丁目10番28号 本多 玲子
変更後		福岡市中央区笹丘三丁目3番、4番、5番（2号、4号、18号及び20号から23号までに限る。）、7番（1号、3号、4号、16号、22号及び25号に限る。）、8番（2号、19号、20号、23号及び25号から28号までに限る。）、9番から15番まで及び16番（35号及び38号から42号までに限る。）	自治会長宅（福岡市中央区笹丘三丁目5番4号）	福岡市中央区笹丘三丁目5番4号 山口 雅弘

公 告

福岡市公告第233号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	西体育館改修電気工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年7月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第234号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
-----------------------	-------------------------	-----------	-----------------	------	----------

福岡競艇場電力供給（年間予定使用電力量約5,032,000kWh）	福岡市中央区那の津一丁目7番5号 経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課	令和7年5月8日	東京都中央区日本橋二丁目9番10号 R E 1 0 0 電力株式会社	93,357,819円 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和7年3月27日
-----------------------------------	---	----------	---------------------------------------	----------------------------------	-----------

福岡市公告第235号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市統合型校務支援システム構築・運用業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 教育委員会指導部教育ICT推進課	令和7年5月26日	東京都中央区新川二丁目4番7号 株式会社 内田洋行	638,931,700円	令和7年3月13日

福岡市公告第236号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市南区桧原二丁目638番16及び638番18
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区出島一丁目21番15号

山根木材ホーム株式会社

福岡市公告第237号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 工事が完了した工区の名称

第1工区

2 第1工区に含まれる地域の名称

福岡市西区大字西浦311番及び312番1の各一部、312番2並びに313番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2番1号アイクロス湘南8F

株式会社 デジサーフ

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

fav hospitality group株式会社

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市公告第238号

はかた伝統工芸館条例（以下「条例」という。）第18条第1項本文の規定に基づき、はかた伝統工芸館について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、はかた伝統工芸館条例施行規則（以下「規則」という。）第18条の規定により次のように公告する。

令和7年7月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
はかた伝統工芸館	福岡市博多区博多駅前一丁目23番2号 (パークフロント博多駅前一丁目1階)

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

条例第16条第2項各号に掲げる業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前10時から午後6時まで。ただし、提案内容により、開館時間を変更することがある。

(2) 休館日

毎週水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、提案内容により、休館日を変更することがある。

(3) 観覧料の徴収

条例第5条ただし書に規定する観覧料を徴収すること。

(4) 使用料の徴収

条例第11条に定める額を徴収すること。

(5) 観覧料等の納入の手続

収納した観覧料及び使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(6) 観覧料の減免の基準及び手続

条例第13条及び規則第13条に定める基準及び手続によること。

(7) 使用料の減免の基準及び手続

条例第13条及び規則第14条に定める基準及び手続によること。

(8) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(9) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第8条に定める要件によること。

5 その他必要な事項

条例第17条の規定により、物品の販売その他これに類する行為を行うことができる。

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）であつて、次のいずれにも該当しないものの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

- イ 暴力団員が実質的に運営していること。
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- エ 契約の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該暴力団又は暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) 指定管理者を選定する委員会の委員が経営又は運営に直接関与しているもの
- (7) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
 - (1) 方法
 - (2)に掲げる基準の適合審査
 - (2) 基準
 - ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
 - イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 8 管理に係る対価の支払方法
 - 会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 9 詳細は、募集要項による。
- 10 募集要項を次のとおり交付する。
 - (1) 場所
 - 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号（福岡商工会議所ビル2階）
 - 福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課）
 - 電話 092-441-3303
 - (2) 期間
 - この公告の日から令和7年9月5日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
 - 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 11 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
 - (1) 受付期間
 - ア 期間

この公告の日から令和 7 年 9 月 5 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市博多区博多駅前二丁目 9 番 28 号（福岡商工会議所ビル 2 階）

福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課）

電話 092-441-3303

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会告示第 7 号

公の施設の指定管理者から令和 7 年福岡市教育委員会告示第 1 号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立市民センター条例第 17 条後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市教育委員会

区 分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市立中央市 民センター	株式会社 シンコー	代表取締役社長 榎本 澄男	令和 7 年 5 月 29 日
変更後			代表取締役社長 津野崎 恭敏	

博 多 区

福岡市博多区公告第 1 号

次の者に係る転入の届出は無効であるので、公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市博多区長 中 村 卓 也

無効である住所	氏 名	届出年月日
福岡市博多区中洲中島町 3 番 22-705 号 ピュアドームリバーサイド天神	林 廉	令和 7 年 5 月 21 日

